

# 姫路市歴史的建築物の保存及び 活用に関する条例

## 運用の手引き

令和2年4月【施行】

令和3年3月【改正】

姫路市 建築指導課

○ 建築基準法

(適用の除外)

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

条	項	号	法・条例	建築物の種別	手続等			
3	1	一	文化財保護法	国宝	手続無しで適用除外			
				重要文化財				
				重要有形民俗文化財				
				特別史跡名勝天然記念物				
				史跡名勝天然記念物				
		二	旧重要美術品等の保存に関する法律	重要美術品等				
		三	文化財保護法第182条第2項の条例	兵庫県文化財保護条例	県指定有形文化財	左記条例にて現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている。	建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定	
				姫路市文化財保護条例	市指定有形文化財			
			その他の条例	姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	登録有形文化財（文化財保護法）			所有者からの保存活用計画作成後、市長が保存建築物に登録
					景観重要建造物（景観法）			
					県登録有形文化財（兵庫県文化財保護条例）			
					都市景観重要建築物等（姫路市都市景観条例）			
		市長が条例の目的に適合するものとして認めるもの						
四	一号の建築物 二号の建築物 保存建築物の再現		建築審査会の同意を得て特定行政庁が認定					

## 目次

1	条例制定の経緯と目的	1
2	用語の解説	2
	(1) 対象建築物	
	(2) 保存建築物	
	(3) 保存対象敷地	
	(4) 増築等	
	(5) 保存活用計画	
	(6) 敷地内建築物	
3	条例の事務手続き	3
4	保存活用計画	4
	(1) 保存活用計画の作成に必要なこと	
	(2) 保存活用計画書の内容(必要となる図書等)	
5	保存建築物の登録	5
	(1) 登録の提案	
	(2) 保存建築物の登録	
6	現状変更の許可および完了届	6
	(1) 許可の考え方	
	(2) 完了届	
	(3) 手続きの流れ	
7	敷地内の建築物	7
	(1) 維持管理報告の考え方	
	(2) 所有者の役割等	
8	敷地内の建築物	8
	(1) 保存建築物以外の建築物	
	(2) 工事完了届	
9	その他	9
	(1) 工事現場における許可の表示等	
	(2) 登録の抹消	
	(3) 解体された建築物の再現	
10	様式記入例	10
11	様式(抜粋)	13

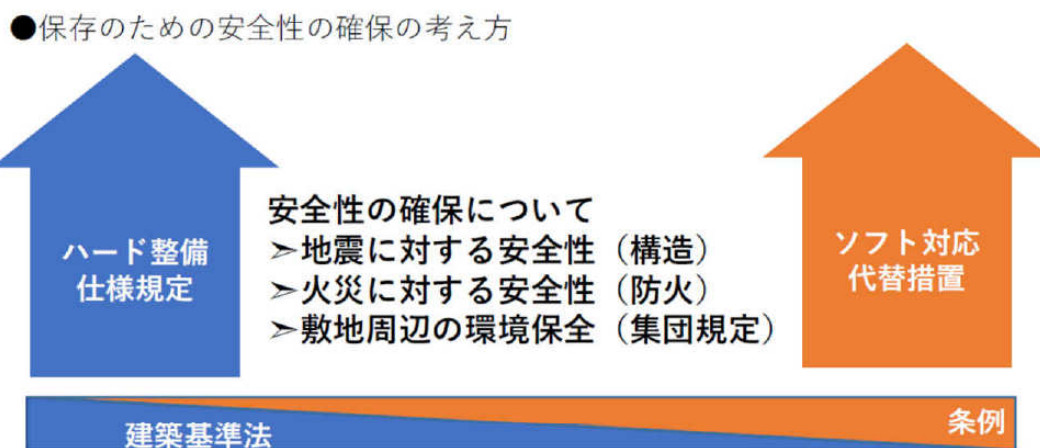
## 1 条例制定の経緯と目的

本市において、景観的、文化的に重要な歴史的建築物は、良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない貴重な資産であり、これまでその保存のための施策を推進してきました。

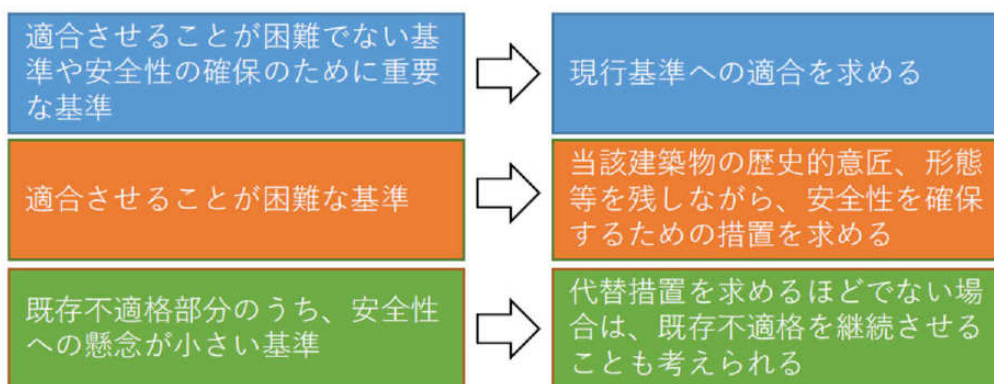
一方、近年こうした歴史的建築物の中には、建築物自体の老朽化、所有者の高齢化や経済状況の変化等により、大規模な修繕や新たな用途への変更等の建築行為を行わざるを得ない事例が増えています。しかしながら、このような建築行為を行おうとする場合、現行では建築基準法に適合させる必要があり、歴史的価値を有する意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難になることがあります。

このような状況を踏まえ、景観的、文化的に重要なものとして位置づけられた歴史的建築物について、建築基準法第3条第1項第三号に規定するところによる条例として、「**姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例**」を制定しました。

本条例では、建築基準法を適用するのではなく、それぞれの建築物の状態や周辺環境への影響を考慮しながら、構造、防火、避難等の安全性を確保するための措置を講じることによって、建築基準法の下で困難であった建築行為を可能とすることにより、これら歴史的建築物の保存と活用を図るものです。



### ●代替措置の考え方



## 2 用語の解説

### (1) 対象建築物

この条例の対象となる建築物は、景観的、文化的に特に重要なものとして法令等により位置づけられた建築物で、以下の建築物を指します。

- ① 文化財保護法により登録された国登録有形文化財
- ② 景観法により指定された景観重要建造物
- ③ 兵庫県文化財保護条例により指定された兵庫県登録有形文化財
- ④ 姫路市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物等
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、市長が条例の目的に適合するものとして認めるもの

※ 景観的・文化的に価値があると認められる建築物で、将来的に上記の①～④までの指定や登録を目指すものを想定しています。

### (2) 保存建築物

対象建築物のうち、所有者等の提案により、市長が保存建築物登録簿に登録したものです。保存建築物として登録されるだけでは、法の適用は除外されませんが、登録後、市長は法にも基づき、建築審査会の同意を得たうえで当該建築物を法が適用されない建築物として指定することになっています。

### (3) 保存対象敷地

保存建築物が建っている敷地のことです。

### (4) 増築等

本条例では、建築物の増築、改築、移転（他の敷地に新築する場合を含みます）、用途の変更、修繕、模様替えのことを「増築等」としています。

### (5) 保存活用計画

対象となる建築物を良好な状態で保存しながら使い続けるために、将来予定している増築や大規模な修繕、住宅から店舗などに用途変更する等の行為の内容や、安全性の確保のために講じる措置、維持管理の内容等について定めた計画のことです。

### (6) 敷地内建築物

保存対象敷地内における保存建築物以外の建築物のことです。

### 【解説】 対象建築物を他の敷地に移設する場合

対象建築物を他の敷地に移設する場合、建築基準法の手続きでは「新築」として取り扱われますが、条例を活用することで、建築基準法の適用を除外することが可能です。対象建築物を解体する前にご相談下さい。

また、他の敷地に移築する場合の「保存対象敷地」とは、移築先の敷地のことをいいます。

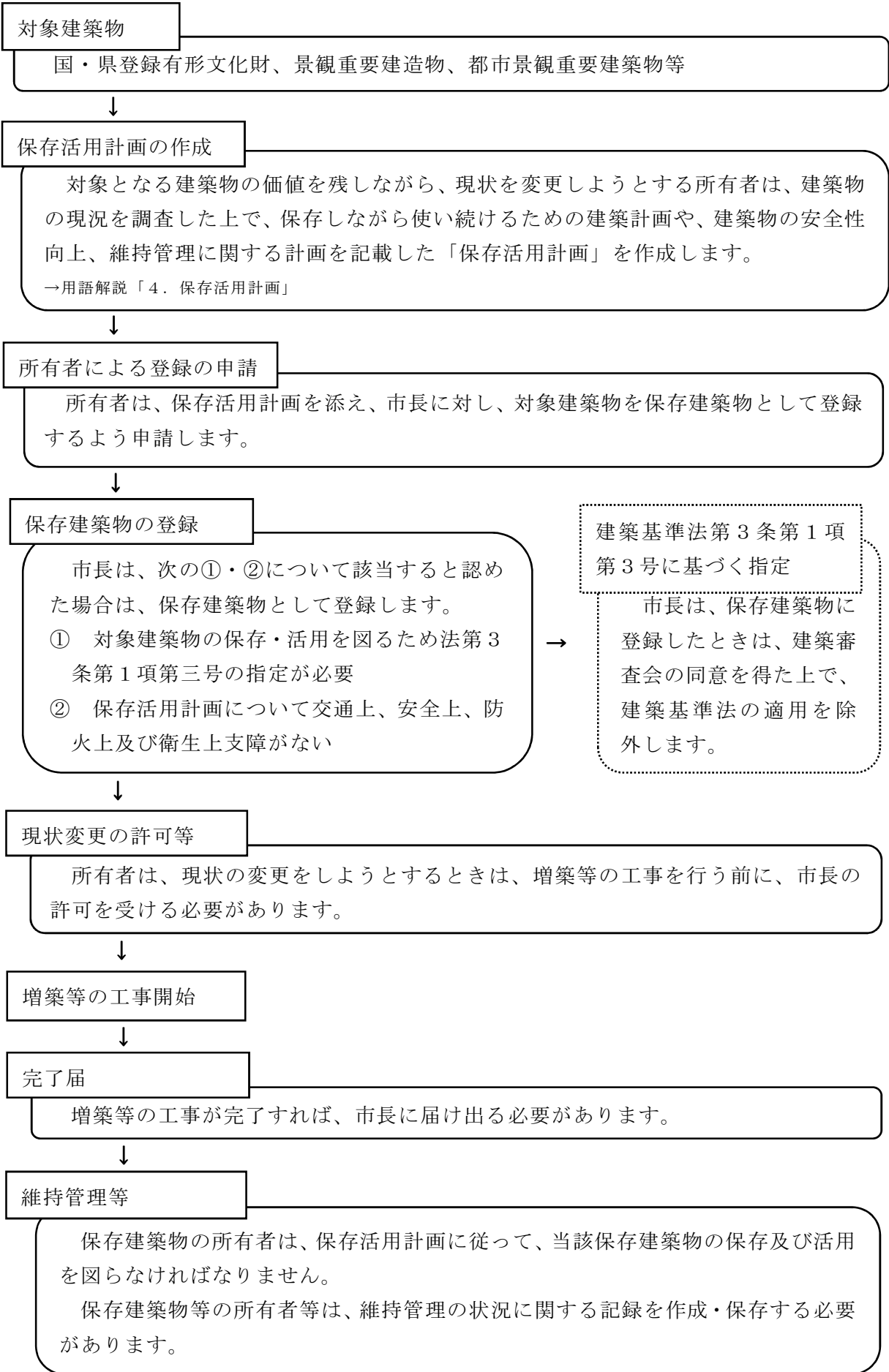
国登録有形文化財  
(兵庫県立大学講堂)



都市景観重要建築物等  
(京見会館)



3 条例の事務手続き



## 4 保存活用計画

保存活用計画とは、対象となる建築物を良好な状態で保存しながら使い続けるために、将来予定している増築や大規模な修繕、住宅から店舗などに用途変更等するために行為の内容や、安全性の確保のために講じる措置、維持管理の内容等について定めるものです。

保存建築物は、この保存活用計画に基づいて、将来の増築等の建築行為や維持管理を行います。変更がある場合は、保存活用計画の変更や建築審査会の同意が必要となる場合がありますので、建築主と設計者は作成時に十分な打合せしてください。

### (1) 保存活用計画の作成に必要なこと

#### ① 建築物の現状調査

建築物の状態及び敷地内の他の建築物の概要を把握し、図面化します。

#### ② 保存しながら使い続けるための計画の立案

対象建築物を今後も使い続けるために必要な増築等の建築計画の他、安全性を維持・向上させるための改修内容や保存カ所を記載した計画を作成します。

#### ③ 維持管理に関する計画の立案

安全性の維持・向上の措置を将来的に維持するため、維持管理計画を立てます。具体的には、構造部材の劣化状況や消火器の使用期限などの確認など定期的に点検する事項、方法及び時期等を定めます。

### (2) 保存活用計画書の内容（必要となる図書等）

#### ① 敷地や建築物の概要

敷地の所在地、面積等のほか、敷地内のすべての建築物の構造、規模等の情報を記載します。

#### ② 調査結果報告書

地震に対する安全性に関するものとして、建築物の傾きや壁や柱等の構造部材の腐食状況等の調査結果を記載します。火災に対する安全性に関するものとして、屋根、軒裏、外壁、開口部の構造及び内装の仕様等の調査結果を記載します。

#### ③ 地震に対する安全性の評価説明書

地震に対する安全性の評価及び設計者の検討結果を記載します。なお、評価は原則として、(公財)兵庫県住宅建築総合センターや(一社)兵庫県建築士事務所協会などの第三者機関の評価が必要です。

#### ④ 火災に対する安全性の評価説明書

建築物の内部および外部それぞれから生じる火災に対する安全性の評価および設計者の所見を記載します。

#### ⑤ 増築等の計画を記した図面

一般図（配置図、平面図、立面図、断面図等）、構造詳細図、使用材料一覧表等を作成します。

#### ⑥ 地震・火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書

調査結果や安全性の評価結果から、安全性を維持・向上させるために、必要となる改修計画の具体内容とその実施時期を記載します。

#### ⑦ 維持管理に関する事項

構造部材の損傷、腐食その他の劣化状況や、消火器の使用期限の確認や火災報知器の作動確認など定期的に点検する内容、点検時期等を記載します。

## 5 保存建築物の登録

### (1) 登録の提案

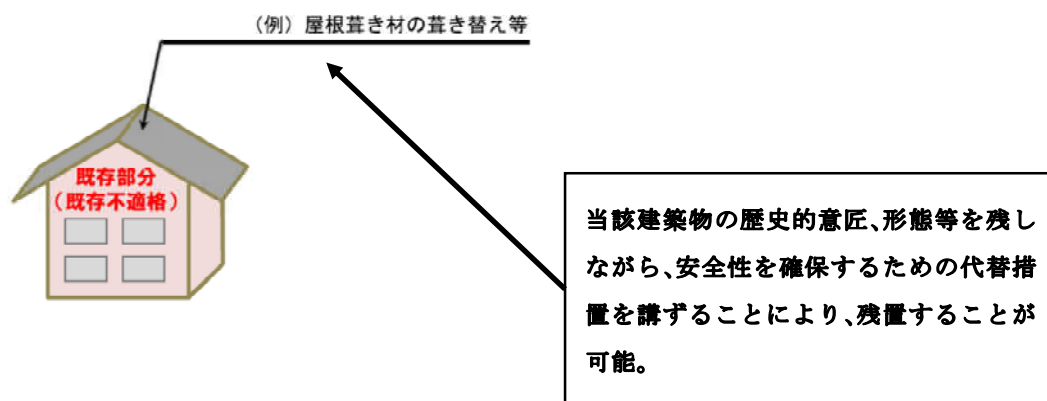
対象建築物の価値を残しながら増築等の建築行為をしようとする際に、法の適用を除外することが必要な場合は、所有者は、市長に条例に基づく「保存建築物」に登録するよう提案します。

登録の提案にあたっては、対象建築物の現況を調査した上で、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成してください。

なお、提案者のほかに敷地について所有権等を有する方がいる場合、あらかじめ保存活用計画の内容等について、同意を得る必要があります。

### (2) 保存建築物の登録

市長は、登録提案を受けた場合、対象建築物の保存および活用を図るために法の適用除外をする必要があり、かつ、保存活用計画の内容が交通上、安全上、防火上支障が無いと認める場合には、保存建築物として登録することができます。





## 6 現状変更の許可および完了届

### (1) 許可の考え方

歴史的建築物を保存しながら、現代の生活の場として使う場合には、増築などある程度の改変が必要な場合があります。

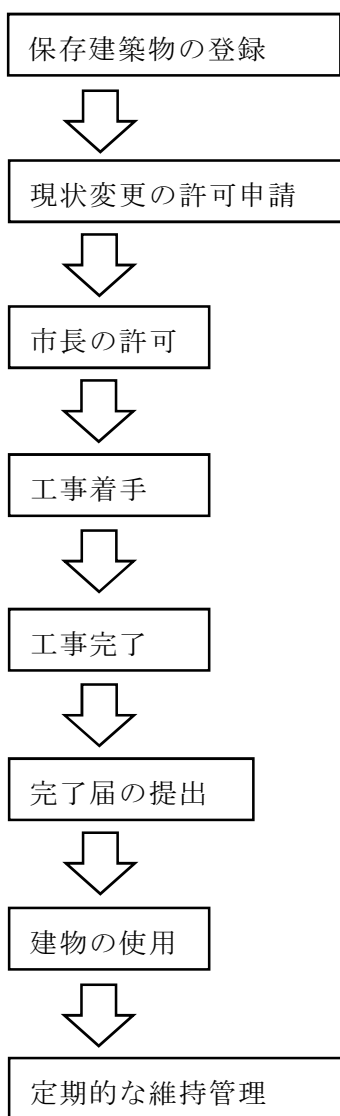
しかし、保存建築物は、将来にわたって良好な状態で保存するために、現状変更の規制がかかっており、市長の許可を受けなければ保存建築物に増築等を行うことはできません。現状変更の許可は、登録の際に定めた保存活用計画に基づき行う行為を対象に、保存活用計画に適合しているかを審査します。

### (2) 完了届

完了届とは、増築等の保存建築物の改変が現状変更許可（条例第7条に基づく許可）の内容に適合しているかを建築士が確認し、届けるものです。

完了届を提出するまでは、保存建築物を使用することはできません。

### (3) 手続きの流れ



## 7 維持管理

### (1) 維持管理報告の考え方

建築物は日頃から丁寧に維持管理することで、その性能を維持し続けることができます。また鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物には、不特定多数の方々が使用する施設も多く、不適切な維持管理が原因で、災害時に惨事へつながる場合もあります。こうした事態を防ぎ、保存建築物を安心して使い続けるためには、保存建築物の定期的な点検が重要です。

そのため本条例では、所有者が保存建築物の状態を定期的に調査し、保存する制度を設けることで、保存建築物の性能を維持していくことを目的としています。

### (2) 所有者の役割等

条例では所有者等に保存建築物を適切に管理していく義務を課しており、保存活用計画に定めた項目により、日常的、定期的に保存建築物の状態を調査点検してください。また、大雨や台風、地震等の後には臨時に調査、報告を実施していただく場合があります。

## 8 敷地内の建築物

保存対象敷地内において、法の適用が除外される保存建築物以外の建築物（敷地内建築物）の増築をする場合には、条例による許可を受けることが必要です。

### (1) 保存建築物以外の建築物

法に基づき、保存対象敷地における建蔽率や容積率を算出する場合に、法の適用が除外された保存建築物は、算出の対象とはなりません。これでは、敷地の周辺と比べてボリュームの大きな敷地内建築物が建築できることとなり、市街地の防災上、衛生上支障をきたします。

保存建築物以外の建築物は、現行の建築基準法の適用を受けることになり、確認申請の手続きが必要になります。

### (2) 工事完了届

敷地内建築物のうち、法に基づく確認申請が不要な建築物については、工事完了後、市長に対して工事が完了したことを届ける必要があります。

なお建築確認を受けた敷地内建築物については、法に基づく完了検査を受けていただき、条例による届出等は不要です。

## 9 その他

### (1) 工事現場における許可の表示等

工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、許可があった旨等を表示する必要があります。

また、施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければなりません。

### (2) 登録の抹消

いったん、保存建築物に登録された建築物については、原則として登録を抹消することはできません。

ただし、次のような場合は保存建築物の登録を抹消することになります。

ア 保存建築物が、国宝や国の重要文化財に指定されたとき。

イ 保存建築物が滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。

ウ 公益上の理由その他の特別な理由があると認められるとき。

### (3) 解体された建築物の再現について

法の施行日（昭和25年11月23日）前の建築物のうち、すでに解体され、その建築材料の全部または一部が保管されているもので、その原型を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用します。

10 様式記入例

様式第1号（規則第2条関係）

登録申請書

年 月 日	
<p>(宛先) 姫路市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（主たる事務所の所在地） 姫路市〇〇町〇〇番地</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者の氏名） 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">電話番号 079-221-2111</p> <p style="margin-top: 20px;">姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第3条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物として登録することを申請します。</p>	
1 対象建築物の名称	〇〇住宅
2 敷地（対象建築物を移築する場合にあっては、移築後の敷地。以下同じ。）の所在及び地番	姫路市〇〇町〇〇番地
3 敷地の所有権を有する者の住所及び氏名	住所 姫路市〇〇町〇〇番地
	氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号
	住所
	氏名 電話番号
4 敷地の借地権を有する者の住所及び氏名	住所
	氏名 電話番号
	住所
	氏名 電話番号
※受付欄	※消防関係意見聴取欄
	年 月 日
	第 号
	係員

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

保存活用計画書

（第1面）

1 対象建築物の名称		〇〇住宅（主屋）				
2 対象建築物の所有者		住所（主たる事務所の所在地） 姫路市〇〇町〇〇番地				
		氏名（名称及び代表者の氏名） 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
3 増築等の工種の種別		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input checked="" type="checkbox"/> 用途の変更				
4 敷地の概要	所在及び地番	姫路市〇〇町〇丁目〇番地				
	用途地域	商業地域				
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし				
	その他の地域地区					
	指定建蔽率	80%	指定容積率	400%		
	敷地面積	2,500㎡	建築物の数	3棟		
	前面道路	幅員 8m	接道長	m		
5 建築物の概要	主要用途		一戸建ての住宅			
	最高の高さ		8.000m	最高の軒の高さ	6.500m	
	建築面積		250.00㎡	建蔽率	10.00%	
	延べ面積		500.00㎡	容積率	20.00%	
	階別		1階	2階	階	合計
	申請に係る建築物	用途	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅		
		構造	木造	木造		
		延べ面積	250㎡	50㎡	㎡	300㎡
	申請に係る建築物	用途				
		構造				
		延べ面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	その他の建築物	用途	茶室			
		構造	木造			
		延べ面積	100㎡	㎡	㎡	100㎡
	その他の建築物	用途	水屋			
構造		木造				
延べ面積		100㎡	㎡	㎡	100㎡	

## (第2面)

6 増築等の工事の内容		一戸建ての住宅を飲食店に用途変更	
7 安全性に関する事項	構造上の安全性	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある為、建物耐力を確保した。(申請建物の価値を損なわないよう、可能な限り見えない位置での耐震補強工事を実施する。)	
	防火上の安全性	軒裏を防火構造にしなければならないが、代替措置として自動火災報知機や、消火器の設置をする。	
8 維持管理に関する事項	調査の項目、概要	柱・梁・壁等の建築物の構造上重要な部分の損傷・腐食・蟻害などの劣化状況、可視部分に明らかな劣化がないか、避難経路に障害物がないか、避難誘導等に係るマニュアルを定めているか、自動火災警報設備を設置しているか、地震や台風時には臨時点検を行うか等。	
	報告の方法、時期	維持管理記録簿及び規則別表第2に記載の図面を作成及び上記の調査項目のチェックリストを3年に一回作成し、保存する。	
9 敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項			
10 設計者	住所		
	氏名	資格	
	電話番号	建築士 登録第 号	
	建築士事務所名	登録	
	電話番号	建築士事務所 知事登録第 号	

## 備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 3 6欄、7欄、8欄及び9欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 「増築等」とは、建築物の増築、改築、移築、移転、修繕、模様替又は用途の変更をいいます。

11 様式（抜粋）

様式第1号（規則第2条関係）

登録申請書

年 月 日	
<p>(宛先) 姫路市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="margin-top: 20px;">姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第3条第1項の規定により、次の建築物を保存建築物として登録することを申請します。</p>	
1 対象建築物の名称	
2 敷地（対象建築物を移築する場合にあっては、移築後の敷地。以下同じ。）の所在及び地番	姫路市
3 敷地の所有権を有する者の住所及び氏名	住所
	氏名 電話番号
	住所
	氏名 電話番号
4 敷地の借地権を有する者の住所及び氏名	住所
	氏名 電話番号
	住所
	氏名 電話番号
※受付欄	※消防関係意見聴取欄
	年 月 日
	第 号
	係員印

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。





## (第2面)

6 増築等の工事の内容			
7 安全性に関する事項	構造上の 安全性		
	防火上の 安全性		
8 維持管理に関する事項	調査の 項目、 概要		
	報告の 方法、 時期		
9 敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項			
10 設計者		住所	
		氏名 電話番号	資格 建築士 登録第 号
		建築士事務所名 電話番号	登録 建築士事務所 知事登録第 号

## 備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 3 6欄、7欄、8欄及び9欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 4 「増築等」とは、建築物の増築、改築、移築、移転、修繕、模様替又は用途の変更をいいます。

保存活用計画概要書

（第1面）

1 対象建築物の名称											
2 対象建築物の所有者		住所（主たる事務所の所在地）									
		氏名（名称及び代表者の氏名）									
3 保存管理責任者		住所									
		氏名									
4 増築等の工事の種別		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途の変更									
5 敷地の概要	所在及び地番	姫路市									
	用途地域										
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし									
	その他の地域地区										
	指定建蔽率			%		指定容積率				%	
	敷地面積			㎡		建築物の数				棟	
6 建築物の概要	建築物の番号										
	建築物別の用途										
	建築物の高さ等	最高の高さ	m		m		m		m		
		階数	地上階	地下階	地上階	地下階	地上階	地下階	地上階	地下階	
		構造									
	建築面積	建築物別	㎡		㎡		㎡		㎡		
		合計			㎡		建蔽率		%		
	延べ面積	建築物別	㎡		㎡		㎡		㎡		
		合計			㎡		容積率		%		
			(容積対象		㎡)						
※登録の年月日及び番号		年		月		日		第		号	
※変更登録の年月日及び番号		年		月		日		第		号	

(第2面)

許可の履歴

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 建築主	住所	
	氏名	電話番号
3 設計者	住所	
	氏名 電話番号	資格 建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話番号	登録 建築士事務所 知事登録第 号
4 工事監理者	住所	
	氏名 電話番号	資格 建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話番号	登録 建築士事務所 知事登録第 号
5 工事施工者	住所	
	氏名	電話番号
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可 第 号	

備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 建築物の番号欄は、敷地内の建築物ごとに通し番号を記入してください。

付近見取図

---

配置図

---

備考

- 1 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- 2 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

現状変更許可申請書  
（第1面）

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定により、次の保存建築物に係る現状変更の許可を申請します。

1	保存建築物の名称		
2	登録年月日及び番号	年 月 日 第 号	
3	保存建築物の所有者	住所（主たる事務所の所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		電話番号	
4	設計者	住所	
		氏名	資格
		電話番号	建築士 登録第 号
		建築士事務所名	登録
		建築士事務所 知事登録第 号	
5	工事監理者	住所	
		氏名	資格
		電話番号	建築士 登録第 号
		建築士事務所名	登録
		建築士事務所 知事登録第 号	
6	工事施工者	住所	
		氏名	
		電話番号	
		<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事 許可 第 号	
※受付欄		※消防関係同意欄	
		年 月 日	
		第 号	
		係員	

## (第2面)

7	敷地に所在及び地番	姫路市					
8	敷地面積	m <sup>2</sup>					
9	現状変更の行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 (                    )					
10	建築物に関する事項	最 高 の 高 さ	m	最高の軒の高さ	m		
		建 築 面 積	m <sup>2</sup>	建 蔽 率	%		
		延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	容 積 率	%		
		構 造					
		階 別	階	階	階	階	
		延べ面積	申請部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			申請以外の部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
11	工事着手予定年月日	年 月 日					
12	工事完了予定年月日	年 月 日					

## 備考

- 1 該当する□にレ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 4 5欄及び6欄は、工事監理者及び工事施工者が未定である場合は、記入する必要はありません。

相談窓口

姫路市 建築指導課

TEL 079-221-2579

FAX 079-221-2548

メール [kentikus@city.himeji.lg.jp](mailto:kentikus@city.himeji.lg.jp)